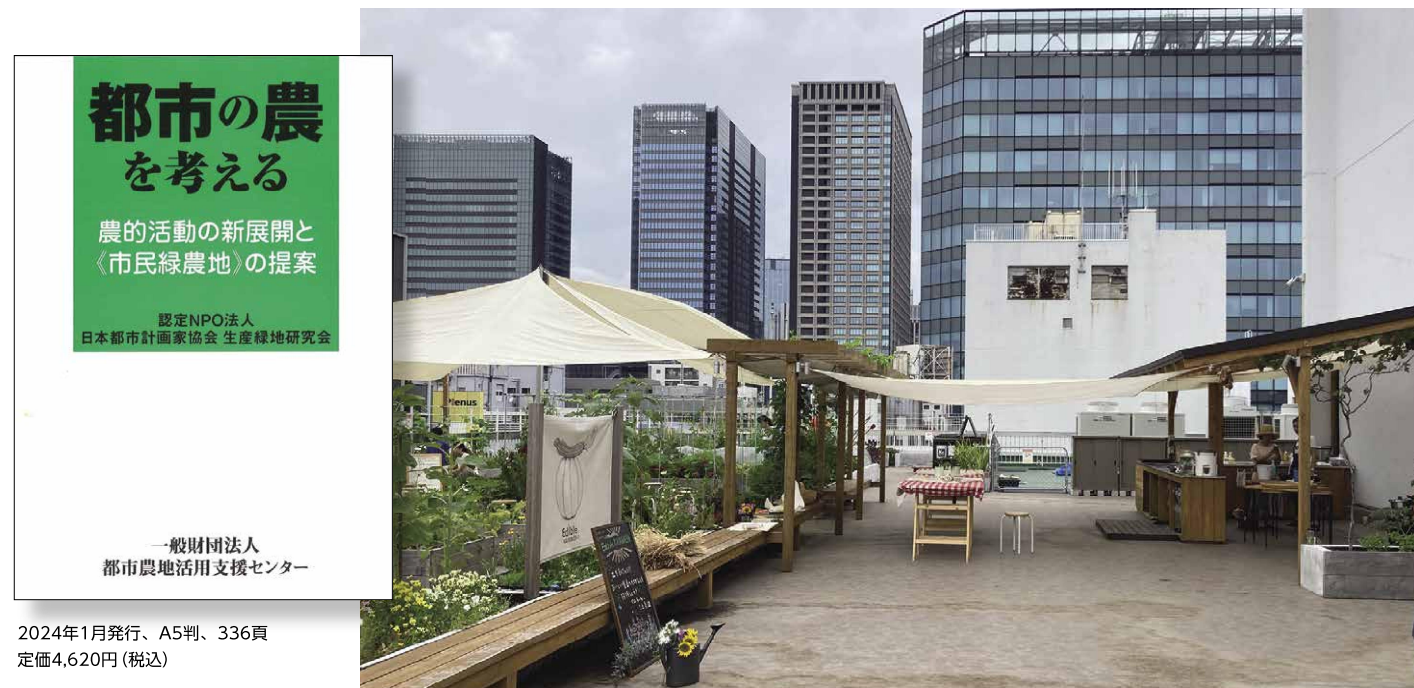


新しい農的活動空間への支援 生産緑地研究会「市民緑農地」提言



2024年1月発行、A5判、336頁
定価4,620円(税込)

▶「市民緑農地」とは？

認定NPO法人日本都市計画家協会の研究会として平成28年8月に発足した生産緑地研究会は40回にわたり都市農地、都市農業の課題について多角的に検討を行い、その成果を制度提言等として公表してきた。

地域でのコミュニティ形成、学童等の食農体験、障がい者・高齢者等の野外活動、災害に備えた防災空間等、都市においてこうした農的活動がもたらすさまざまな効用が極めて有益であること、他方、これまでの農地を利用した市民農園や公園を利用した分区園では対応が難しいことが明らかになった。

こうした中から、産業用地としての農地でもなく、公共施設としての公園緑地でもない、さまざまな市民グループが自由に農的活動を楽しむことのできる空間を「市民緑農地」としてオーソライズし、公的支援を求めるべきではないかという考え方が生まれた。

これは都市計画法（生産緑地、用途地

域、都市施設）や農地法（市民農園、新規就農）の延長上で取り上げるのではなく、「農」の持つ多様な機能を活用した、市民の主体的活動として意味づけ、光を当てようとするものである。

生産緑地研究会は、この「市民緑農地」の概念と法制度提案を中心に、研究会メンバーが執筆分担して「都市の『農』を考える―農的活動の新展開と『市民緑農地』の提案」として取りまとめ、令和6年1月に発刊した。（発行：一般財団法人都市農地活用支援センター、発行所：株式会社プログレス）

現状では法制度になってはいないが、「市民緑農地」という考え方は、今後の都市における空地利用が目指すべき方向として、市民や自治体の担当者等が第一線で突き当たっているさまざまな課題の解決に大いに役立つと考えられる。

また、地域の団体や自治体の取組みの中で、「市民緑農地」の考え方を取り入れた事例が積み重ねられ、国の法制度化につながる事が期待される。

▶背景 ―市民の農的活動の広がり―

本事例集の中で取り上げているように、民間空地や公有地等を活用した農的活動は大都市圏を中心に全国各地で急速に広がつつある。

また、農地を利用した市民農園もこうした動きに合わせ、従来の伝統的スタイルに加えいわばコミュニティ型ともいうべきさまざまなトライアルがなされるようになっている。

同様に、公園緑地についても公園版市民農園である分区園ではなく、貸借を伴わない方法で市民グループによる農的活動を取り入れる動きがはじまっている。（表-1）

▶「市民緑農地」とこれまでの市民農園・分区園の違い

「市民緑農地」はこれまでの市民農園や公園内の分区園とは次のような違いがある。（表-2）

▶市民緑農地の 具体的イメージと法制度提言

市民緑農地のイメージは次のようなものである。

都市の中の空いた土地（公有地を含む）や屋上空間等を利用して市民グループが無農薬の耕作、農作物の栽培・収穫を共にし、「農」とその大切さを学ぶとともに、休憩時間にテーブルカフェで交わされる日常会話等の場は参加者の「居場所」となり、コミュニティも自然に育ってゆく。

ここでの活動を豊かなものにするためには、耕作のスペースだけでなくベンチのある交流広場やピザ窯、子どもの喜ぶビオトープなどもあったらなお良い。こうした空間を使って収穫祭やマルシェを開催したり、近所の福祉施設・保育園等と連携したイベントを実施することで交流の輪や地域コミュニティは更に広がってゆく。

提案している法制度の骨子は以下の通りである。

● 名称

（仮）市民緑農地における農的活動の推進に関する法律（新規立法）

● 「市民緑農地」の定義

「一定の組織形態」を持つ市民団体が自らの管理運営により継続的に「農的活動」を行うための「空間」

農的活動：農作物作りを契機として、他の社会的活動領域と一定の組織的連携を図る活動（農隣連携、農学連携、農福連携、農食連携、農林連携等々）
一定の組織：継続、代表者と民主的意思決定、開かれた組織（入退会）、規約

空間：市街化区域内の土地、建物屋外空間、建物内部空間

● 制度内容

- ① 「市民緑農地」の存在意義・公共性の宣言
- ② 国や地方自治体の責務
- ③ 「市民緑農地」の設置及び管理運営
市町村長による認定、仮認定（～3年）
→本認定（10年継続）

④ 農地法等の特例

農地法上の農地と見做す、都市公園法の公園施設に追加

建築基準法の規制緩和

⑤ 税制その他の公的支援

土地について、生産緑地並の固定資産税軽減等

【参考】

韓国「都市農業の育成及び支援に関する法律」

韓国は都市住民による「農的活動」の有する公益性に着目し、日本に先駆け2011年に「都市農業の育成及び支援に関する法律」を制定し、農地以外の空間を利用した「都市農業」の振興・普及の取組みを行っている。（表-3）

■ 表3 韓国の「都市農業」

種 別	利用される空間
住宅活用型	住宅・共同住宅の内部、外部、ベランダ・バルコニー、屋上等
近隣生活圏型	住宅団地内の低未利用地
都心型	高層ビルの内部、外部、屋上等
学校教育型	学校敷地、建築物内部
農場型・公園型	公設・民営で信用農場設置、公園利用



地下鉄駅に併設された農園（ソウル）（2点とも）